

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市港湾施設条例施行規則（平成21年大阪市規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第5（第13条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第5（第13条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

[別表第5 別紙1]

施設の種類	等級	適用基準
[同左]		
上屋	[同左]	[同左]
	低床式・1級	平成7年3月31日以前に整備をした住之江区の低床式上屋のうち年次・物流機能の高いもの及び同年4月1日以後に整備をした住之江区以外の <u>低床式上屋</u>
	[同左]	[同左]
	低床式・3級	平成7年3月31日以前に整備をした住之江区以外の低床式上屋のうち前面水際線に大型の船舶が係留できるもの（低床式・2級のものを除く。）
	[同左]	[同左]
[同左]		

[備考 同左]

[別表第5 別紙2]

施設の種類	等級	適用基準
[略]		
上屋	[略]	[略]
	低床式・1級	平成7年3月31日以前に整備をした住之江区の低床式上屋のうち年次・物流機能の高いもの及び同年4月1日以後に整備をした住之江区以外の低床式上屋（仮設1号上屋及び仮設2号上屋を除く。）
	[略]	[略]
	低床式・3級	平成7年3月31日以前に整備をした住之江区以外の低床式上屋のうち前面水際線に大型の船舶が係留できるもの（低床式・2級のものを除く。）並びに仮設1号上屋及び仮設2号上屋
[略]	[略]	[略]

[備考 略]